公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

平成30年2月15日

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課長 金子 修一

1 業務名

平成 29 年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務

2 参加資格

- (1)予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4)平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (5)企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 組織の実績・資格等

IS027017 の資格のあるクラウドサービスを使用したシステムを構築した経験があること。

過去 2 年間で同時 300 接続ユーザ、ピーク時トランザクション数 3000 件 / 時間規模の DB を構築した経験があること。

品質マネジメントシステムに関する国際規格 (ISO 9001 マネジメント)を取得していること。

プライバシーマークに相当する資格(TRUSTe 社のプライバシーシール等)を取得していること。

情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格(ISO/IEC 27001 マネジメント)を取得している又は、組織内に情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報セキュリティスペシャリスト試験、旧テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験、旧情報セキュリティアドミニストレータ試験)、ISACA が認定する公認情報セキュリティマネージャー(CISM)、国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定 (CISSP)等の資格を持った職員が存在すること。

ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている組織は企画競争審査にて加点評価される。(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇

用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること等)

(7)従事者の実績・資格等

本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の中心的役割を担う者1名またはその代理人となる1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、コンサルティングやシステム開発等の業務経験が5年以上あること。

- PMP (Project Management Professional)
- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ
- ・技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者)) 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の実施担当者を担う 者1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、コンサルティング やシステム開発等の業務経験が3年以上であること。
- ・IT コーディネータ
- PMP (Project Management Professional)
- ・公認情報システム監査人 (CISA)
- ・情報処理技術者試験の以下の区分
 - プロジェクトマネージャ
 - システム監査技術者
 - IT ストラテジスト
- (8)環境省 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を示す職員、
 - 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 12 年 12 月 22 日法律第 224 号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。
- 3 契約候補者の選定方法

「平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務」に関する企画 競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者 を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

- 4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先
- (1)企画競争説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「手続き・申請」>「調達・予算執行」>「調達」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

http://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#kikakukyousou

(2)問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル2階 原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部検査監督総括課 担当 佐藤 和子 TEL 03 5114 2122(直通)

FAX 03 5114 2142

質問は、メール (seido-kaisei@nsr.go.jp) にて受け付ける。

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、同説明書に係る説明会を実施する。

- (1)日 時 平成30年2月23日(金)13時30分
- (2)場 所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室 東京都港区六本木1丁目9番9号
 - 1 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の 審査結果通知書の写しを必ず持参すること。
 - 2 1者2名までとするが、参加人数多数の場合は1社1名とする。
 - 3 本会場にて、企画競争説明書の交付は行わない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、上記問い合わせ先メールにて受け付ける。

- (1)受付先 4(2)に同じ
- (2)受付期間 平成30年3月2日(金)15時まで
- (3)回 答 平成30年3月7日(水)17時までに、企画競争参加者に対して メールにより行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1)提出期限 平成30年3月9日(金)12時
- (2)提出先 4(2)に同じ
- (3)提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)による。 郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

8 企画提案会の開催

- (1)企画提案会を平成30年3月13日(火)以降に開催する。なお、必要に応じてヒアリングを行うが、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して、別途連絡する。
- (2)上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書 等の説明を行うものとする。

9 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

10 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

予算決算及び会計令(抜粋)

- (一般競争に参加させることができない者)
- 第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号)第 三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質 若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意 に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている 者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用 したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争 に参加させないことができる。